

那覇市有料広告事業に関する指針

平成 17 年 4 月 19 日市長決裁

1：趣旨

- (1) この指針は、那覇市が保有又は管理する有形、無形の資産（以下「資産等」という。）に、広告を掲示し、又は提携する（以下「広告掲載等」という。）場合の取扱いに関する基本的指針について定める。
- (2) 広告掲載等を行う目的は、次のとおりとする。
 - ①自主財源の確保
 - ②地域経済の活性化
 - ③市の保有する資産の有効活用

2：広告媒体

- (1) 市は、資産等のうち、広告媒体として活用可能なものについて、広告掲載等に努めるものとする。
- (2) 新規広告媒体の採択は、資産等を所管する部の部長（以下「所管部長」という。）が必要な手続きを経て決定する。

3：広告事業の類型は次のとおりとする。

- (1) 歳入型 広告料として歳入を伴う場合
- (2) 提携型（タイアップ事業） 広告料として歳入を伴わない場合

4：広告掲載等における歳入の取扱い

- (1) 歳入事業における歳入等の方法は次のとおりとする。
 - ①広告掲載料は、次のア）イ）を合算したものとする。
 - ア）広告料 広告の取扱いにかかる料金
 - イ）使用料 行政財産の目的外使用に該当する場合における、那覇市行政財産使用条例（1971 年条例第 9 号）に基づく使用料
 - ②広告料は、私法上の契約として協定に基づき収納する。費目は、雑入とする。
- (2) 広告掲載等における契約等に関しては、那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）によるものとする。なお適用に際し疑義ある場合は、那覇市契約規則所管部とその都度調整を行うものとする。

5：広告の掲載基準

- (1) 広告は、次のいずれの要件にも該当しないことを原則とし、広告媒体ごとに要領により定めるものとする。
 - ①公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ②政治又は宗教に関するもの
 - ③個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

に規定する風俗営業に関するもの

⑤その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(2) 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序を原則とし、広告媒体ごとに要領で定める。

①国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

②私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告

③前2号に該当しないものの広告

6：広告の規格等

広告の規格、数量、位置等は、所管部長が定める。

7：広告料

広告料は、原則として、類似した広告の掲載等に係る市場価格等を勘案し、所管部長が決定する。

8：広告の募集方法

(1) 広告取扱い業者等による募集（広告代理店方式）

(2) なは市民の友、市ホームページ等による広告主の公募（直売方式）

(3) その他市長が必要と認める方法

9：広告主の決定方法

広告主又は広告取扱い業者（以下「広告主等」という。）の決定は次のとおりとする。

(1) 広告代理店方式にあっては、当該広告取扱い業者が本市との協定に基づき選定し、所管部長が決定する。

(2) 直売方式にあっては、広告掲載等を希望する者の数が当該広告媒体の広告掲載予定枠を超えたときは、原則として、抽選により所管部長が決定する。

10：広告の審査等

(1) 所管部長は、広告主から広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることとする。

(2) 広告審査会の設置等

①所管部長は、広告案に関する審査等を行うため、要領で定める広告審査会を設けることができるものとする。

②広告審査会は、広告媒体を管理する部の副部長（相当職を含む）を会長に、関係課長等で構成することを原則とする。

(3) 所管部長は、広告審査会における広告案の審査の際の疑義等に関し、必要に応じ、「11」に定める広告事業推進のための組織に諮ることができるものとする。

11：広告事業推進のための組織

全庁的な有料広告事業の推進に係る組織は、那覇市経営改革本部要綱（以下「本部要綱」という。）第1条に基づき設置された経営改革本部並びに、本部要綱第6条に基づく

財政健全化部会（以下「健全部会」という。）及び、その下の税外収入検討幹事会（以下「幹事会」という。）とする。

(1) 幹事会は、次に掲げる事項について調査、検討を行う。

- ① 新規の広告媒体の採択に関すること
- ② 広告料に関すること
- ③ 広告媒体ごとに定める要領に関すること
- ④ 広告料の一部を各部の財源として確保する場合における額と期間に関すること
- ⑤ その他有料広告事業に関し必要な事項

(2) 広告事業を推進するために、経営企画部は、対外窓口業務と、各部の広告事業実施の支援業務を行うものとする。

12：インセンティブ予算

(1) 広告料の一部については、当該資産を所管する部、又は広告媒体の管理等を所管する部の財源として確保する。

(2) 確保する財源は、次の金額と期間を限度とし、健全部会で承認する。

- ア) 金額 広告料収入から必要経費を除いた額の 2 分の 1 以内
- イ) 期間 事業開始から通算 5 年以内

13：広告事業の公平性・透明性の確保

広告主の採択に関する公平性・透明性の確保のために、次の事に留意する。

(1) 広告代理店方式の場合

- ① 広告取り扱い業者の決定においては、競争入札又はプロポーザル方式を導入する。
- ② 広告取り扱い業者が広告主を確保する場合においては、協定で定める基準を超え、掲載等を希望する事業者を排除しないことを原則とする。
- ③ 前号を担保するため所管部長は、必要に応じ、広告取り扱い事業者と協議を行うこととする。

(2) 直売方式の場合

広告掲載予定枠を超えたとき場合には、原則として、抽選によることとする。

14：広告主等の責任等

(1) 広告の内容に関する責任は、広告主等が負うこととする。

(2) 広告主等は、市税等を完納していることとする。

(3) 広告主等は、掲載しようとする広告が、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に規定する屋外広告物に該当する場合、沖縄県屋外広告物条例（昭和 50 年条例第 28 号）に規定する許可を受けることとする。

15：市長の責任等

(1) 市長は、特に広告掲載に支障があると認めたときを除き、広告主等が指定する期日までに広告案を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったと

き以外については、広告を掲載する責任を負うこととする。

- (2) 広告掲載料は還付しないことを原則とするが、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付するものとする。

16：広告媒体の管理等の他部への依頼

所管部長は、広告媒体の管理等に関し必要な場合は、関係部長と協議を行い、その管理の全部または一部を依頼することができることとする。その場合においては、部長間において必要な事項の覚書を交わすこととする。

17：広告事業の周知等

所管部長は、広告を掲載する場合においては、市民への周知並びに事業の円滑な推進のために、有料広告事業である旨の表記をする等の必要な措置を講ずるものとする。

18：その他

- (1) 本指針決裁前に実施されている有料広告事業については、当分の間従前の例による。
- (2) 本指針に定めるもののほか必要な事項は、広告媒体ごとに要領で定めるものとする。

付則

- 1 この指針は平成 17 年 4 月 19 日から施行する。

付則

- 2 この指針は平成 19 年 7 月 5 日から施行する。